

八街市学校給食センター調理場集約化事業公募型プロポーザル選定委員会 設置要綱

（設置）

第1条 八街市学校給食センター調理場集約化事業（以下「集約化事業」という。）の受注候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施するに当たり、厳正かつ公平に行うため、八街市学校給食センター調理場集約化事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、集約化事業の受注候補者の選定について、審査を行うものとする。

（組織）

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長をもって充て、会務を総理する。

3 選定委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 教育部長

(2) 総務部長

(3) 総務部財政課長

(4) 教育部教育総務課長

(5) 教育部学校給食センター所長

6 前項各号に掲げる委員のほか、委員長が必要と認めるときは、当該委員以外の者を委員とすることができる。

（会議）

第4条 選定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会の会議は、その内容、緊急性等により、委員長の判断で持ち回り等の方法をもって会議に替えることができるものとする。
- 5 選定委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、教育部学校給食センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月26日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、集約化事業の受注候補者の選定が完了した日をもって廃止とする。